

申29号 JR東日本・東京支社による人権侵害、差別、利益誘導による執拗な脱退強要の根絶を求める緊急申し入れ団体交渉を行う！～その4～

～その3からの続き～

申1号交渉で指摘した5件についての調査報告を受けてさらに疑惑が深まる！

【組合】申1号交渉で指摘した5件について、事実関係を認めるのか。 **一部認めるも**

【会社】 **一部、誤解があった発言があったと認める。**

【組合】私たちの主張通り、不当労働行為を認めるのか。

【会社】 **不当労働行為の意識は無い。**

【組合】不適切な発言でしか判断していないのか。これらの発言は、労働組合への支配・介入行為であり、脱退強要につながっている。誤解した側（発言を受けた側）は、なぜ調査しないのか。

【会社】12月6日に申し入れが届いたので、全ては調査していない。当該（話をした側）に話を聞くのが最優先。全部調査するとなると、現実的ではないという判断。**会社が（発言を受けた側に）必要と判断した場合は、ケースバイケースで聞く。**

【組合】団体交渉のスケジュール的にここまでなのか。今後は発言を受けた側も全て聞くのか。両方の意見を聞けば、もっと詳しく分かる。

【会社】 **会社が必要と判断した時に調査をしていく。**

【組合】先ほど認めた大田運輸区の事象について、謝罪する意思はあるのか。

【会社】 **事実確認した結果、一部誤解される部分があったということが事実であり謝罪ではない。**

【組合】大田運輸区の事象は、脱退勧奨である。単なる悪口では済まされない。言われた側には調査をしたのか。

【会社】 **勤労：これが不当労働行為の意識は無い。職場内で言う必要が無い発言であり、不適切な発言である。**

人事：業務上不必要な発言だから不適切な発言である。

不当労働行為は認めず！

**これでは納得できない！
全て調査することを強く求める！**

あくまでも誤解であり謝罪の意思は無い！

なぜ不適切な発言なのかは答えられず！

東京地本は、東京支社に対して以下の点を主張し通告！

- ・9ヶ月経って、やっと事実関係が出てきた状態である！
- ・「誤解を招く発言があった」と認めつつも、言った側しか調査・確認していない！
- ・申し入れの内容の重みを考えても、この回答では労使で合意形成するための義務を果たしておらず不誠実交渉である！
- ・2月から6件しか調査・把握していないのは、法令違反や不法行為が職場で山ほど起きている事象に目を向けていない証左であり、会社としての自浄能力が全く無い！